

令和7年度委託研究事務処理説明書(補完版) 主な改定事項リスト

改定日: 令和7年4月1日

連番	区分	大学等/企業等 共通		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
1	共通	全体			企業等における取り扱いについての説明を追加
2	共通	P.7	I 3	契約締結にあたっての留意事項	支援対象となる創発的研究の定義を追記
3	共通	P.9	I 5 (1)	直接経費の費目間流用	JSTの確認を必要としないで費目間流用が可能な上限金額についての説明項目を新規作成
4	企業等	P.10	I 5 (2)	基金終了後の物品の取扱について	基金終了後の物品の取扱についての説明項目を新規作成
5	企業等	P.12	I 5 (3)	物品の取り扱いについて	企業等における取得物品を移動する場合についての説明項目を新規作成
6	大学等	P.16	I 5 (6)①	研究以外の業務の代行経費の計上(バイアウト制度の導入)	「創発研究者が創発的研究を実施するための研究時間の確保」について、「研究以外の業務の代行」を追記
7	大学等	P.18	I 5 (7)①	直接経費として計上できない経費	「創発研究者が創発的研究を実施するための研究時間の確保」について、「研究以外の業務の代行」を追記
8	共通	P.20	I 7	委託研究の中止について	支援対象となる創発的研究の定義を追記 創発研究者移籍後の他機関での実施について追記

※上記の他、文意に大幅な変更の無い修正やURLの更新等があります。